

ショートステイ里親推進調整事業運営規則(案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人子育て・発達の里(以下「法人」という。)が実施する、ショートステイ里親推進調整事業(以下「当該事業」という。)の運営につき必要な事項を定めるものである。

2 当該事業は、子育て短期支援事業の委託先として里親を活用することにより、(1)児童養護施設等が近隣にない地域においても子育て短期支援事業を実施できるようになり、地域の子育て支援の資源の確保につながること及び、(2)地域における子どもとその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 法人は、子育て短期支援事業の委託先として里親を活用していくにあたり、山梨県の現状にあった仕組みを検討・開発していく。

第2章 ショートステイ里親推進調整事業の実施

(実施機関)

第3条 社会福祉法人子育て・発達の里 乳児院ひまわり 社会的養育機関エール

(実施体制)

第4条 当該事業を実施するために次の職員を配置する。

- (1) 専任相談員
- (2) 法人内他事業所に所属する専門職(兼務)

(業務内容)

第5条 当該事業で実施する業務内容は以下のとおりである。

- (1) 山梨県の子育て短期支援事業の実施状況等について調査、確認し把握する。
- (2) 県外におけるショートステイ里親事業の実施状況について、調査し把握する。
- (3) 関係機関とショートステイ里親事業の必要性について協議連携を図り、協力体制を構築していく。
- (4) 山梨県の現状にあったショートステイ里親のシステムを検討し、試験的に実施する。

(守秘義務)

第6条 本事業に携わる法人職員は、業務上知りえた情報については一切他に漏洩してはならない。

2 当法人は、当該事業を実施するうえで里親の個人情報等を第三者に提供する必要がある場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報保護条例に基づき、適切に扱わなければならない。

3 当該事業において委託を受ける里親はその業務を行うにあたって知りえた情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

附則

第1 この規程は令和5年4月1日から施行する。